

ウォーキングスポーツ用ポールの認定基準及び基準確認方法  
Approval Standard and Standard Confirmation Method for Walking-Sports-Poles

1. 基準の目的

この基準は、ウォーキングスポーツ用ポールの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、ウォーキングスポーツに使用するポール（以下「ウォーキングスポーツ用ポール」という。）について適用する。

3. 形式分類

ウォーキングスポーツ用ポールの形式分類は次のとおりとする。

形：アドバンスウォーク（アグレッシブウォーク）など主としてポールをウォーキングの推進力として使用して歩行するためのポール。

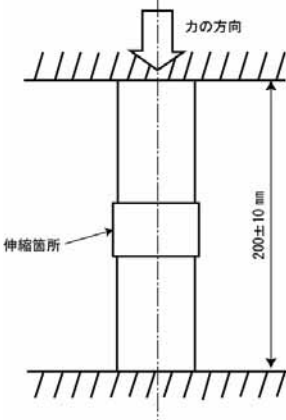
形：スタンダードウォーク（ディフェンシブウォーク）など主としてポールをウォーキングの際の身体支持として使用して歩行するためのポール。

なお、単に「ウォーキングスポーツ用ポール」としたときは、形と形の両方を指す。

4. 安全性品質

ウォーキングスポーツ用ポールの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	<p>1.ウォーキングスポーツ用ポールの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、割れ、傷、変形等がないこと。</p> <p>(2) 各部の接合、組立等は良好であること。</p> <p>(3) グリップを有すること。</p>	<p>1. 次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 目視、触感、操作等により確認すること。</p> <p>(3) 目視により確認すること。</p>

<p>2.伸縮機構</p>	<p>(4) 石突きの先端部が鋭利になっているものに対しては、保護キャップが附属されていること。</p> <p>2.伸縮機構を有するものに対しては、伸縮機構のシャフト軸方向に表1に示す力を加えたとき、破損、滑り等が生じないこと。</p> <p style="text-align: center;">表1: 軸方向に加える力</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形</td> <td>300N</td> </tr> <tr> <td>形</td> <td>250N</td> </tr> </tbody> </table>	形式	力	形	300N	形	250N	<p>(4) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>2.図1に示すように、伸縮機構部を長さ 200mm で切り出して、軸方向に力を加えて確認すること。</p> <p>ただし、ラチェット方式以外の伸縮機構を有するものに対しては、次のとおりとする。</p> <p>シャフトを回転させ摩擦力を生じさせるものに対しては、2 Nm のトルクで、締め付ける及び緩ませる操作を 10 回繰り返した後、1 Nm のトルクで締め付けた状態で確認する。</p> <p>シャフトに取り付けたカムレバーを操作し摩擦力を生じさせるものに対しては、カムレバーの指掛かり位置に 200N を上限とした力を加えて固定した状態で確認する。</p> <p>及び 以外のものに対しては、使用実態及び操作実態を勘案した固定状態で確認する。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>図1: 伸縮機構滑り試験</p>
形式	力							
形	300N							
形	250N							
<p>3.強度</p>	<p>3.ウォーキングスポーツ用ポールの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ストラップを有するものに対しては、ストラップをシャフト軸下方向に 350N の力で引っ張ったとき、各部に破損、外れ、使用上</p>	<p>3.次に示す方法により確認すること。</p> <p>(1) 図2に示すように、ストラップを 350 N の力でシャフト軸に対し下方向に引っ張り確認すること。</p>						

支障のある変形等がないこと。  
 ただし、ここでいう「ストラップ」とは、手首に帯状のものを廻して体重を掛けて使用することを意図したものをいう。

- (2)  
 (a) シャフトの軸方向に圧縮力を加えたとき表2に示す値まで力を加えることができ、かつ、力を取り除いたとき、永久変形がないこと。

表2：圧縮力

形式	力
形	400N
形	250N

- (b) (a)に続けて再び圧縮力を加え続けて破壊したとき、その破壊は危険な状態でないこと。  
 ただし、軸方向に加える力は表3に示す力又はシャフト全長の3/4まで荷重方向に変位するいずれかの早い段階を上限とする。

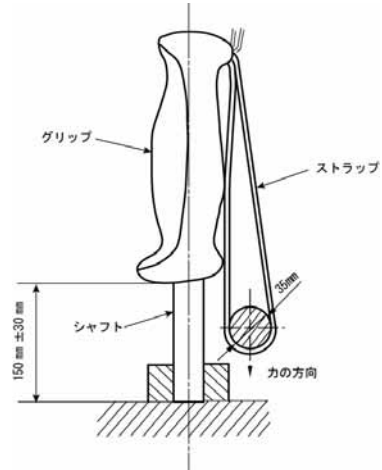


図2：ストラップの取付強さ試験

- (2)図5に示すように、シャフトを最大長さに調節し、軸から10 mm離れた箇所の軸方向に力を加えて確認すること。

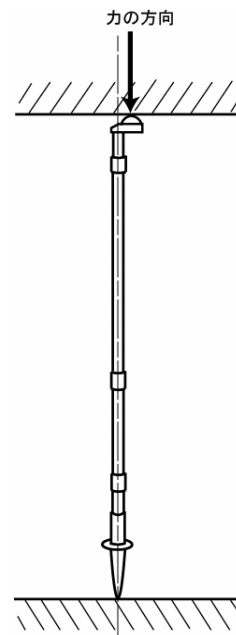


図5：シャフトの軸方向圧縮力試験

表3:圧縮力の上限	
形式	力
形	600N
形	400N

5. 表示及び取扱説明書

ウォーキングスポーツ用ポールの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1.表示	<p>1.製品には、容易に消えず、かつ、はがれにくい方法で次の事項を表示すること。</p> <p>なお、(4)については包装外表面の見やすい箇所にも併せて表示すること。(ただし、製品本体の表示が包装外表面から見ることができるとは除く。)</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号。</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) ウォーキング以外の用途に使用しない旨。</p> <p>(4) スタンダードウォーク(ディフェンシブウォーク)用:スタンダードウォーク(ディフェンシブウォーク)のみに使用する旨。(形に限る)</p>	<p>1.表示の消えにくさ、はがれにくさ及び必要な項目の有無を目視及び触感により確認すること。</p>
2.取扱説明書	<p>2.製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。また、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明示すること。</p> <p>なお、(1)の事項は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(2)～(5)の事項については安全警告標識( )を併記するなどして、より認知しやすいものであ</p>	<p>2.一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。(1)の事項は、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や目立つ色彩を用いるなどして、より認知しやすいものであること。(2)～(5)の事項については、安全警告標識を併記したり、目立つ色彩を用いたりして、より認知しやすいものであることを確認すること。</p>

	<p>ること。</p> <p>(1) 取扱説明書は必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) 用途によって必要な性能が異なるので、高齢者の歩行補助や松葉杖などの医療用の用途に使用しないこと。転倒などの原因となる旨。</p> <p>(3) ウォーキングスタイルによってポールが異なるので、このポールは、スタンダードウォーク（ディフェンシブウォーク）のみに使用する旨。（形に限る）</p> <p>(4) 長さの調節の際に十分に締め付けてもシャフトが縮むことがあるので注意すること。大きな段差で使用したときや、長時間歩行した後などは緩みやすいので、特に注意すること。</p> <p>(5) 長さの調節後、軸方向に圧縮力をかけて、シャフトが縮まないことを確認してから使用すること。</p> <p>(6) グリップに取り付けられた紐は、体重を掛けて使用することを意図していないので、この紐に体重を掛けて使用しないこと。（ストラップ以外の紐状のものがグリップに取り付けられている場合に限る）</p>	
--	--	--

	<p>(7) 長さの調節方法。</p> <p>(8) 使用前後及び使用中にも各部を十分点検すること。使用中にけがの原因になるので、破損、変形等したものは使用しないこと。</p> <p>(9) 振り回すなど、他の人が危険な状態になる行為は避けること。</p> <p>(10) 使用、保守、点検方法。 特に、次の点について具体的に記載すること。  (a) ポールを使用した歩き方  (b) 長期間使用しないときの保守、点検方法  (c) 本体や構成部品の交換の方法</p> <p>(11) SGマーク制度は、ウォーキングスポーツ用ポールの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(12) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	
--	--	--